Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

平成23年7月26日国 十 交 通 省

「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」及び「高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う 関係政令の整備に関する政令」について

## <u>1. 背景</u>

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律(平成23年法律第32号)の施行に伴い、同法の施行期日を定めるとともに、関係政令について所要の改正を行う必要がある。

## 2. 概要

(1) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行 期日を定める政令

高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行 日を、平成23年10月20日とする。

- (2) 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律の施行 に伴う関係政令の整備に関する政令
  - ① 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令の一部改正 高齢者の居住の安定確保に関する法律第八条第一項第七号及び第八号 の政令で定める使用人を事務所の代表者である使用人とする。
  - ② その他所要の改正

## <u>3.今後のスケジュール</u>

閣議平成23年 7月26日(火)公布平成23年 7月29日(金)

問い合わせ先

国土交通省住宅局安心居住推進課 課長補佐 沓掛 誠 連絡先 5253-8111 (内線39-833)